

## 医療法人誓生会組織規程

平成 16 年 3 月 25 日

誓生会告示第 2 号

改正平成 19 年告示第 2 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、医療法人誓生会（以下「法人」という。）の運営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本事項を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図ることを目的とする。

### (疑義の処理)

第 2 条 この規程に定める事項の解釈について疑義が生じたときは、理事会の審議を経て、理事長が裁定する。

### (効力)

第 3 条 この規程は、法人組織の運営に関する基本規程であって、法令、定款及び理事会の決議により定める場合を除き、この規程に反する命令、指示及びその他の職務に関する行為は、その抵触する範囲において効力を生じない。

### (法人の組織)

第 4 条 法人の組織は、別表第 1 に定める医療法人誓生会組織図（以下「組織図」という。）のとおりとする。

2 組織図のうえで上段に記載されている組織は、その下段に記載されている組織の上位組織とする。

3 横に同じレベルに記載されている組織は、同等位とする。

### (組織運営の基本)

第 5 条 組織に帰属する職員は、所属する組織のために全力を傾注しなければならない。

2 組織に帰属する職員は、組織行動に心がけて上司を補佐し、個人プレーは慎まなければならない。

### (組織の構成)

第 6 条 組織は、次に掲げるものから構成する。

（1） 理事長 理事長は、法人全般の業務を統括する。

（2） 管理者 院長は、病院の、施設長は、施設の管理運営を総括する。

（3） 事務局長 事務局長は、理事長の命を受けて、法人の事務を総括する。

（4） 課等 病院に部を、施設には課を置く。課等の業務を分掌させるため係を置くものとする。

（5） 部長 部長は、管理者の命に従い、分掌された業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

（6） 次長、副部長 部には次長又は副部長を置くことができる。次長、副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

- (7) 課長、看護長　　課には課長を、病棟には看護長（以下「課長等」という。）を置く。課長等は、上司の命を受け、所轄業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- (8) 主任　　課等には主任を置くことができる。主任は、課長等を補佐して所属職員の分担業務を監督し、課長等に事故があるときは、その職務を代理する。
- (9) 係長、副主任　　係に係長又は副主任（以下「係長等」という。）を置くことができる。係長等は、上司の命を受け、分掌業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- (10) 訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業の管理者、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業の管理者は、主任又は係長とし、理事長の命に従い、所轄業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- (11) 一般職員　　役付き職員のほか、必要に応じて職員を配置する。

（業務分掌）

第7条 組織単位のうち、各部署が分掌する主な業務の範囲は、別表第2に定める業務分掌表による。

（職務権限）

第8条 業務の執行に関する各職位の主な職務と権限は、別に規程を定める。

（委員会等）

第9条 法人は、組織図に定める組織単位のほか、必要に応じ委員会、プロジェクトチーム及び会議などを置くことができる。委員会、プロジェクトチーム及び会議の運営などについては、その都度定める。

附 則

この規程は、平成16年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、平成19年1月1日から適用する。